

患者氏名 :
患者 ID :

輸血療法に関する説明書

1. 輸血療法とは

- 輸血療法とは、血液中の各成分（赤血球、血小板、蛋白成分、血液凝固因子など）の機能や量が低下した時にその成分を補うことを目的とした補充療法で、重要な治療法の一つです。
- 輸血療法は一定のリスクを伴うので、輸血によって効果が期待される場合のみ行います。

2. 輸血療法の適応

- 患者様自身で十分な血液を造れない場合。
- 疾患や手術、外傷などで大量出血があり、生命に危険が生じる場合。

3. 各種の血液製剤について

- 《赤血球製剤》は、赤血球が不足している貧血状態の時に用います。
- 《血小板製剤》は、止血に重要な働きをする血小板が不足している場合に用います。
- 《血漿分画製剤》は、血液凝固因子の欠乏、循環血漿量が減少した場合に用います。
- 《全血製剤》は、血液の全ての成分を含んだもので、大量出血やショック状態の場合などに用います。

4. 輸血療法の選択肢

- 薬剤で治療が可能な場合は、輸血療法を行わず経過を見ることがあります。
- 輸血には献血による他人の血液を輸血する同種血輸血と、自分の血液を使う自己血輸血があります。

同種血輸血・・・赤血球製剤、血小板製剤、新鮮凍結血漿など日本赤十字血液センターから供給される血液製剤を、原則として必要な成分のみを輸血します。原則としてまず必要な成分を最小量輸血します。

自己血輸血・・・手術前に採血して貯血しておくもので、副作用はありません。

しかし、通常全身状態が良く、かつ感染等の合併症がない外科手術の患者様に限られ、患者様によっては行えない場合もあります。出血量が多ければ同種血を併用することもあります。

- 輸血療法が必要な場合は、原則として必要な成分のみを輸血します。

患者氏名 :
患者 ID :

5. 輸血療法を受けない場合の危険性について

- 赤血球が欠乏し高度の貧血状態になった場合、各臓器に酸素が行き渡らなくなり、重篤な状態になることがあります。
- 血小板や血液凝固因子が不足した場合は、重篤な出血を生じる場合があります。
- 循環血漿量や循環血液量が減少した場合は、血圧が低下し、生命に危険を及ぼす場合があります。

6. 輸血療法の危険性

- 血液製剤は、日本赤十字社で現在可能な限りの検査が行われ、安全性の確認が行われています。よって、輸血後の感染症（B型肝炎、C型肝炎、エイズなど）の危険性は極めて低いですが、全くないわけではありません。
- 他人の血液であるため免疫反応により、軽度の副作用（蕁麻疹、悪寒、発熱、血圧低下など）から、重篤な副作用（溶血性輸血反応など）が起こる可能性があります。また、頻回に血小板輸血を行うと血小板に対する抗体が産生され、血小板不応状態（輸血しても効果が得られない状態）になることもあります。代表的な副作用を下記に示します。

<症状>
発熱、蕁麻疹
喘息
ショック状態（血圧低下、呼吸困難）
B・C型肝炎
非B非C型肝炎
HTLV-I・HIV・未知ウイルス
輸血後移植片対宿主病（GVHD）
免疫抗体の生産
梅毒・マラリア・IgA欠損アナフィラキシー反応

患者氏名 :
患者 ID :

- 血液製剤中の白血球（リンパ球）が、患者様の各種臓器を攻撃・破壊する輸血後 GVHD（移植片対宿主病）が起こることがあり、致命的な副作用になります。

現在、輸血後 GVHD に対して有効とされる治療法が確立されていないため発症予防が唯一の対処方法です。

7. 危険性に対する対応

- 当院では、輸血後 GVHD を予防するために血液製剤への放射線照射を行っています。
- 輸血に先立ち、患者様に適した製剤であることを検査、確認してから投与しています。また、投与に至るまでには医師、看護師、技師により数回の製剤確認を行い、事故防止に努めています。

8. 緊急時の対応

- 生命を脅かす緊急事態の場合や治療経過中に輸血が必要と認めた場合は、主治医の判断によって輸血療法の選択をさせていただきます。

9. 副作用・感染症被害救済制度と給付の条件

- 血液製剤を適正に使用したにも関わらず、その製品が原因で感染症や副作用にかかり入院治療が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方のために、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度があります。

10. 感染症検査と検体保管

- 輸血によるウイルス感染の有無を確認するために、輸血前に肝炎ウイルス（B型、C型）やエイズウイルスなどの検査を行います。輸血後（3ヵ月後）にもウイルス感染の有無を検査することが推奨されています。また、これらの感染症検査のために採取した血液検体は、輸血によってウイルス感染症が発症した場合にその原因を調査するため、輸血で副作用が発生した場合の原因究明のために、一定期間（約1年以上）保管させていただきます。

11. 製造元への情報の提供

- 輸血後に危害の発生又は拡大防止のために必要と認められた場合は、製造元へ情報提供することがありますので、ご了承ください。

患者氏名 :

患者 ID :

12. 記録の保管

- 輸血に関連した記録は、使用日から 20 年間保存されます。

以上、輸血療法の概略を説明しましたが、実際の輸血は患者様一人一人の病気や病態によって異なります。よって、ご不明な点などありましたら主治医にお聞きください。

※上記の内容につき十分な説明を受け、理解しました。

年 月 日

署名欄 _____